

0歳～中学生までのお子さんがあるご家庭へのお知らせ 子ども医療費受給者証を更新します

0歳から中学生までのお子さんにかかる医療費の自己負担分を助成する「子ども医療費助成制度」が、平成30年8月診療分から次のように変わります。

期 間	支 払 ・ 助 成 方 法 等
平成30年7月診療分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・岩宇地域の医療機関では、受給者証を窓口で提示することで助成が受けられます。(窓口での自己負担分の支払い無し) ・岩宇地域以外の医療機関では、自己負担分を窓口で一旦支払い、領収書を添えて役場に請求することにより、自己負担分を支払者本人に助成します。
平成30年8月診療分から	<ul style="list-style-type: none"> ・道内の医療機関で統一して、受給者証を窓口で提示することで助成が受けられるようになります。(窓口での支払い、役場への請求が必要なくなります)

上記の変更に対応するため、現在お持ちの受給者証の更新が必要となりますので、対象となるご家庭では、次の点にご留意ください。

★新しい受給者証は7月中に役場から対象のご家庭へ送付します。

★現在お持ちの受給者証は、7月31日まで使用していただき、8月になりましたら必ず破棄してください。

★8月1日以降は、現在お持ちの受給者証は使用できませんので、医療機関を受診する際には、必ず更新後の受給者証を提示してください。

★8月1日以降も、次のような場合は窓口で自己負担分を支払い、領収書を添えて役場に請求していただくこととなります。

- ・受給者証を提示できなかった場合
- ・道外の医療機関を利用した場合
- ・医療機関の都合により、変更後の支払方法に対応できなかった場合

★これまで受給者証の更新はありませんでしたが、今後は毎年7月に受給者証の更新を行います。

★重度心身障害者およびひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方も、子ども医療費受給者証の手続きが必要となりますので、対象のご家庭には別途ご案内します。



～子ども医療費助成制度とは～

安心して子育てができるまちづくりのための制度です！

★対象者

下記の全てに該当するお子さんです。

- ・共和町に住民登録があること
- ・健康保険に加入していること
- ・0歳から15歳（中学校3年生の年度末）であること

★助成内容

保険診療分の自己負担額が全額対象となります。
(健康保険や他制度で附加給付される額を除く)

＜助成の対象外となるもの＞

- ・健康診断 ・予防接種 ・入院時の食事代
- ・容器代等の保険外診療分
- ・学校の管理下におけるケガなどで災害共済給付の対象となる場合など

★一部負担金

入院・外来 自己負担無し



【問合わせ先】 ★役場住民生活課子育て支援係 電話 73-2011 (内線131・132)